

令和 8 年 3 月 25 日（水） 市民部

議案第 6 4 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 11 号）のうち、

市民部の所管する部分について

それでは、議案第 6 4 号令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 11 号）のうち、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

お手元の資料令和 8 年 2 月大津市予算関係議案の 8 ページをお開き願います。

2 の歳入の、款 1 6 「国庫支出金」、項 2 「国庫補助金」、目 1 「総務費国庫補助金」、節 1 「総務管理費国庫補助金」の説明欄「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」のうち、市民部につきましては、令和 7 年 1 2 月に成立した国の補正予算のうち、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の交付要綱が令和 8 年 3 月 6 日付で定められたことに伴い、令和 8 年度に事業の実施を予定していた氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修に要する経費の補助金を前倒しで増額補正するものであります。

1 0 ページをお願いいたします。

続きまして、3 歳出について、ご説明いたします。

款 2 「総務費」、項 3 「戸籍住民基本台帳費」、目 1 「戸籍住民基本台

帳費」、節 1 2 「委託料」、13,750千円の増額につきましては、氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修に係る経費の補正であります。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表「繰越明許費補正」です。

1 「追加」の表の款 2 「総務費」、項 3 「戸籍住民基本台帳費」、事業名「戸籍住民基本台帳事務管理事業」につきましては、改修作業が令和 8 年度中の見込みとなることから、改修経費 13,750 千円を翌年度に繰り越しするものです。

以上をもちまして、議案第 6 4 号令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 11 号）のうち、市民部が所管する部分につきまして説明とさせていただきます。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。